

## ◎デジタル庁設置法

(令和三年五月一九日法律第三六号)

### 一、提案理由 (令和三年三月一〇日・衆議院内閣委員会)

○平井国務大臣

…………… (略) ……………

次に、デジタル庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、デジタル庁の設置、任務、所掌事務について定めております。

デジタル庁は、内閣により、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務としております。

また、その任務を達成するため、デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案及び総合調整をつかさどるほか、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進、行政手続における特定の個人又は法人その他団体を識別するための番号等の利用、情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、データの標準化、外部連携機能及び公的基礎情報データベースに関する総合的かつ基本的な政策の企画立案及び推進、国の行政機関、地方公共団体その他公共機関及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括及び監理等をつかさどることとしております。

第二に、デジタル庁の組織について定めます。

デジタル庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有するデジタル大臣を置くとともに、副大臣一人、大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する内閣任免の特別職であるデジタル監等を置くこととしております。

また、デジタル庁に、全ての国務大臣等をもって組織するデジタル社会推進会議を置くこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、令和三年九月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

…………… (略) ……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (令和三年四月六日)

○木原誠二君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、デジタル庁設置法案は、デジタル庁の設置、任務、所掌事務について定めるとともに、デジタル庁の組織等について定める等の措置を講ずるものであります。

…………… (略) ……………

各法律案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十日平井国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十二日から質疑に入りました。十八日に参考人から意見を聴取するとともに、二十四日に総務委員会との連合審査会を開会し、さらに、三十一日には菅内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、四月二日質疑を終局いたしました。

…………… (略) ……………

次いで、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、デジタル社会形成基本法案につきましては、立憲民主党・無所属の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属及び公明党の共同提案による修正案、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、デジタル庁設置法案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

…………… (略) ……………

なお、五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年四月二日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）

**三、参議院内閣委員長報告（令和三年五月一二日）**

○森屋宏君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、デジタル庁設置法案は、デジタル庁を内閣に設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、総務委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、これまでのIT政策の総括、デジタル庁設置の意

義と今後の展開、デジタル人材の育成・確保策、デジタルデバインドへの対応策、個人情報保護とデータ活用のバランス、個人情報保護条例の取扱い、個人情報保護委員会の体制及び権限、マイナンバーの活用の在り方と給付金支給の迅速化、押印、書面の見直しの意義と課題等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の小沼委員よりデジタル庁設置法案及び預貯金口座登録法案に賛成、他の三法律案に反対の旨、日本共産党の田村委員より五法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、五法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年五月一日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）